

平成26年第4回幸田町議会定例会会議録（第1号）

議事日程

平成26年12月1日（月曜日）午前9時14分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 報告第5号 幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画について
日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第6 第59号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第60号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 中根秋男君 | 2番 杉浦あきら君 | 3番 志賀恒男君 |
| 4番 鈴木雅史君 | 5番 中根久治君 | 6番 都築一三君 |
| 7番 池田久男君 | 8番 酒向弘康君 | 9番 水野千代子君 |
| 10番 夏目一成君 | 11番 笹野康男君 | 12番 内田等君 |
| 13番 丸山千代子君 | 14番 伊藤宗次君 | 15番 浅井武光君 |
| 16番 大嶽弘君 | | |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	大須賀一誠君	副町長	成瀬敦君
企画部長	大竹広行君	総務部長	小野浩史君
住民こども部長	桐戸博康君	健康福祉部長	鈴木司君
環境経済部長	清水宏君	建設部長	近藤学君
教育長	小野伸之君	教育部長	春日井輝彦君
消防長	山本正義君	消防次長兼 消防署長	壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長	牧野洋司君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

開会に先立ち、感謝状の伝達と町長から感謝状贈呈を行います。

去る10月17日、14番伊藤宗次議員が町議会議員として通算35年以上在職し、地方自治の発展に功労があったことにより総務大臣感謝状を受賞されました。ただいまからその伝達を行います。

伊藤議員、発言台前までお願いいたします。

〔14番 伊藤宗次君 発言台前へ〕

○議長（大嶽 弘君） 感謝状

愛知県幸田町 伊藤宗次殿

あなたは35年以上の永きにわたり、町議会議員として地方自治の振興・発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。

よって、ここに深く感謝の意を表します。

平成26年10月17日

総務大臣 高市 早苗

代読。おめでとうございます。（拍手）

〔14番 伊藤宗次君 自席へ〕

○議長（大嶽 弘君） 続きまして、この受賞に対し町長から感謝状が贈呈されます。

伊藤議員、発言台前までお願いします。

〔14番 伊藤宗次君 発言台前へ〕

○町長（大須賀一誠君） 感謝状

幸田町議会議員 伊藤宗次様。

あなたは多年にわたり、幸田町議会議員として町政の発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに多大であります。

よって、ここに感謝の意を表します。

平成26年12月1日

幸田町長 大須賀 一誠

おめでとうございます。（拍手）

〔14番 伊藤宗次君 自席へ〕

○議長（大嶽 弘君） ここに、伊藤議員が町議会議員として長年にわたり在職され、地方自治の発展に顕著な功績があったと認められ、総務大臣感謝状を受けられたことに対し、議会を代表して心からお祝い申し上げ、長年の御苦勞に対しまして深く敬意を表したいと存じます。

どうか伊藤議員におかれましては、ますます御自愛の上、一層の御活躍を賜りますようお願い申し上げます、お祝いの言葉をさせていただきます。

続きまして、町長からお祝いの言葉をいただきます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） ただいま議長から伊藤議員に対しまして祝意が述べられましたが、私からも一言お祝いを申し上げたいと存じます。

伊藤議員におかれましては、去る10月17日に総務大臣より自治功労者表彰を受賞されました。昭和50年に初当選され、副議長、2回運営委員会委員長などを歴任されて、通算35年有余にわたり、幸田町の町政発展に住民福祉の増進・向上に御尽力をいただきました。心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと存じます。今後とも健康にくれぐれも御留意の上、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は、まことにおめでとうございます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ここで14番、伊藤宗次議員から発言の申し出がありましたので、これを許します。

14番、伊藤議員。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま私の議員在職35年余り永年勤続自治功労の感謝状を総務大臣と幸田町長からいただきました。

35年は長いようでありますけれども短くもあります。私の信念は、住民こそ主人公であります。この信念を曲げることなく貫き通してまいりました。そして、住民本位、住民の暮らし第一、暮らしを守る町の政治の実現が私の政策の原点であります。ごらんとおり、私は体力も気力も充実しております。住民こそ主人公の信念と、住民本位の町の政治の実現で引き続き全力を挙げて頑張る、その決意の一端を披瀝をいたしまして、御礼の言葉とさせていただきますと思います。ありがとうございました。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 以上で、感謝状の伝達、贈呈を終わります。

改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位には、公私とも御多忙の中、御出席賜り厚く御礼申し上げます。

平成26年第4回幸田町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

11月22日夜、長野県北部地域で発生した地震は、いまだ余震も続き被災された方々は日々不安な面持ちで暮らして見えます。この先寒さも増してまいります。被災地域の日も早い復興と安心な生活を取り戻すことができますことを願うばかりであります。

本定例会に提出された議案は、お手元の議案目録のとおり、報告案件1件、人事案件1件、単行議案3件、平成26年度補正予算1件、合わせて6件であります。

慎重なる審議と議会運営に格別の御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ここで、お諮りします。

本日、三河湾ネットワーク株式会社より、議場内のカメラ撮影の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(大嶽 弘君) 御異議なしと認めます。

よって、三河湾ネットワーク株式会社による議場内のカメラ撮影を許可することに決定いたしました。

定例会招集に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 皆さん、おはようございます。

肌寒さも身にしみるようになってまいりました。師走に入りまして何かと気ぜわしい昨今でございます。

さて、本日ここに平成26年第4回幸田町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私とも大変お忙しい中、しかも早朝より出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議員各位におかれましては、町政発展、住民福祉の向上のために御尽力をいただいておりますこと、また行政運営の面においても御指導・御高配を賜っておりますこと、改めて敬意と感謝を申し上げます。

さて、今定例会に提案させていただきます議案は、幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画についての報告案件1件。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての人事案件1件。幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを始めとする単行議案3件。平成26年度幸田町一般会計補正予算1件、合わせて6件でございます。また、一般質問につきましては8名の議員の皆様から御通告をいただいておりますが、いずれも今後の町政推進上時宜を得た重要な質問ばかりでございますので、真摯に受けとめ、正義を持って対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

ここで、4点ほど報告をさせていただきます。

まず、第1点でございますが、11月29日(土)東京工業大学におきまして開催されました第5回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会におきまして、全国から60チームが出場したわけでありませうけれども、幸田町からは豊坂小学校6年生のチームMKN、このMKNというのは前沢君、近藤君、成瀬さんの頭文字でありますけれども、作品名は幸田町の過去、今、そして未来、エコたんと一緒に飛び出そうというものをつくったわけでありませうけれども、昨年に引き続きまして銀賞を受賞いたしました。賞としては発明協会長賞というものを受賞しまして、パソコンでユーチューブ見ていただきますと出ておりますので、またごらんいただければ幸いです。

次に2点目でございますけれども、12月6日(土)に愛・地球博記念公園におきまして愛知万博メモリアル第9回愛知県市町村対抗駅伝競走大会が開催されます。幸田町も町村の部に参加いたしまして、11人の町代表選手が出場いたします。当日は東海テレビで中継されますので、ぜひテレビでも応援をいただければ幸いです。

次に3点目でございますけれども、12月14(日)でございます。幸田町民会館さくらホールにおきまして音楽座のミュージカル「メトロ」に乗ってでございます。これは昭和という激動の時代を生き抜き、現在の礎を築いた人たちの生き様と真正面に向き合

う物語でございます。また、このミュージカルには北部中学校2年生の梅村匠君が主人公の父親の少年時代を演じる子役として出演いたします。東京から始まります全国ツアーに全て出演いたしますので、皆さん応援をよろしくお願ひしたいと存じます。

4点目でございますが、配付資料についてでございます。去る10月30日アイリス愛知で開催されました愛知県町村会定期総会の資料、また11月19日にNHKホールにおいて開催されました全国町村長大会の資料を本日お手元に配付させていただきましたので、ごらんいただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

以上、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） ただいまの出席委員は16名であります。

定足数に達しておりますから、平成26年第4回幸田町議会定例会は成立いたします。よって、これより開会いたします。

開会 午前 9時14分

○議長（大嶽 弘君） 地方自治法第121条の規定により議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願ひます。

ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前 9時14分

○議長（大嶽 弘君） 議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願ひます。

日程第1

○議長（大嶽 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 丸山千代子君、14番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（大嶽 弘君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月22日までの22日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日12月1日から12月22日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に印刷配付の定例会会期日程表のとおりですから、御了承願ひます。

日程第3

○議長（大嶽 弘君） 日程第3、諸報告を行います。

まず、例月出納検査3件、7月分、8月分、9月分及び定期監査1件であります。こ

れは、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

次に、今回の定例会までに受理した請願、陳情などは、お手元に印刷配付のとおり陳情が4件であります。これは、会議規則第92条の規定により、陳情第13号、第14号、第15号、第16号の4件は文教福祉委員会に付託します。

次に、常任委員会及び特別委員会の閉会中の活動状況は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

以上をもって、諸報告を終わります。

日程第4

○議長（大嶽 弘君） 日程第4、報告第5号 幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画について、報告を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、報告第5号 幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画についてでございますけれども、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

この件につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第1項の規定に基づき策定し、第6項の規定により報告させていただくものでございます。

それでは、別冊の幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画の1ページをごらんいただきたいと思います。

この行動計画は、新型インフルエンザ等に対しましての対策を行うため、県の行動計画に基づきまして、政府行動計画及び政府ガイドラインとも整合性を持って策定したものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

項目の2では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針を2ページから22ページにわたり定めております。

この中で、新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略を「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」「町民の生活及び経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする」こととしまして、3ページでは「対策の基本的な考え方」を、5ページでは「対策実施上の留意点」、6ページでは「被害想定等」、8ページでは、国や地方公共団体、医療機関、個人等の「対策推進のための役割分担」を定めております。

次に、10ページをごらんいただきたいと思います。と存じます。

ここでは、本町の行動計画の主要な対策6項目を定めております。

まず、（1）としまして実施体制では、対策本部の設置と関係機関との連携体制を定め、12ページの（2）サーベイランス・情報収集及び（3）情報提供・共有では、国・県・市町村・医療機関等での必要な対策を。

続きまして、14ページの（4）予防・蔓延防止では、流行のピークをできるだけおくらせ、体制整備を図るための時間確保の方策として、個人、地域、職場での蔓延防止対策と予防接種の実施に係る対象者や体制を定めております。

次に、18ページの(5)医療では、医療体制の整備などを定め、次に20ページの(6)におきまして町民生活及び町民経済の安定の確保では、影響を最小限に抑えるように、県、医療機関等と連携することとしております。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。

ここでは、新型インフルエンザ等の対策を、県行動計画に沿った発生の段階に応じ、未発生期・海外発生期・県内未発生期・県内発生早期・県内感染期・小康期の6つの発生段階を定めております。なお、各段階への移行は県から国に協議の上、県を単位として判断がされます。

次に、23ページをお開きいただきたいと存じます。

項目の3では、各段階における対策として先ほど御説明いたしました「対策の実施に関する基本方針」に沿って、各発生段階における主要対策6項目について、本町や県等が行う対策についての詳細を57ページまでに定めているものでございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長(大嶽 弘君) これをもって報告を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時21分

○議長(大嶽 弘君) 報告第5号 幸田町新型インフルエンザ等対策行動計画について、質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番(伊藤宗次君) この行動指針の関係の基本的な考え方、先ほど町長が説明されたように、国は政府の方針を示して、そしてその方針に基づいて都道府県、そして都道府県が示したものを市町村へという形で組み立てられております。言ってみれば、コピーにつぐコピーですと。そこに、それぞれ愛知県が入り、あるいは幸田町が入りという形の中で具体化を図っていくという内容だというふうに私は理解をいたします。

そうした中で、幾つかの点で質問をするものである。2ページの(1)感染拡大を可能な限り抑制しという形の中で丸ぼちが4つございます。そのうちの1番も4番もですが、その中で医療体制の整備と強化のことがうたってございます。その医療体制と強化を図ることの意味合いについて説明がいただきたい。

○議長(大嶽 弘君) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(鈴木 司君) 新型インフルエンザの対策につきましては、議員が申されましたように、国・県・市町村が一体となってその対策については当たっていかないといけないということで、まず医療体制の整備につきましては基本的に現状の医療の中でその治療であったりとか予防であったりとかということができかどうか、これが一番問題になろうかと思えます。その中でこの行動計画の中で各発生段階、例えば未発生期におきましては、これは現在のことですけれども、町、医師会、それから薬剤師会、さまざまな医療機関との連絡調整いわゆる応援体制も含めましての体制の整備を行っていかなければならない。例えば、国内では発生していないけれども、海外で発生している場合につきましては、当然帰国者であったりその感染の接触者といった方たちの対応、

そういったものをどの医療機関でどこでやるかといった医療体制をまずつくっていかなければならない。これが整備というものでございます。

それから、強化につきましては、これもやはり現状の医療機関で、例えば季節性のインフルエンザにおきましては当然予防接種をやっているわけですが、例えば国内感染もしくは県内感染、最悪では幸田町内感染ということになるわけですが、そういった段階で予防接種が途切れなく行われなければならない。そういった医療のいわゆる接種体制も含めまして、各市町村とのそういった連携の内容を今以上に強くしていかなければならないということの強化ということで記載がしてある。一般的な事項として、国・県の行動計画に基づいた同じ方向づけということで記載がしてあります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 次に、5ページになるかと思えます。5ページで（1）の基本的人権の尊重ということがございます。こうしたことを受けて、ちょっとページは飛びますが26ページの1の6のウというのがございます。この中でウというのが新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援、こういう記述がございます。こうしたときに、要援護者への生活支援は当然にしましても、じゃあ、要援護者とは誰なのかという点でいきますと、ここにありますけれども障害者あるいは見回り、要介護、訪問診療、食事の提供等々という形でその具体的な内容を書いているわけですが、ただ、ここで要援護者が特定をされなければできないわけですよ。特定をされるという点でいきますと、先ほど申し上げた基本的人権との関係。ちょっと筋合いが違うかもしれませんが、防災の関係でいきますと、防災で災害が発生したときに要援護者あるいは要支援者をどう把握してその手を差し伸べるかという点でいきますと、その対象者が誰かという点で特定は行政としてはやるでしょう。しかし、本人の意志を無視をするという点でいきますと、いろんな問題が出てきます。幸田町もそうですが、ほかの市町も多くは本人が手を挙げて支援してくださいよと、要援護してくださいよといういわゆる本人手挙げ方式というものが採用されております。そうしたときに、それは一つは基本的人権という範疇に入るというふうに私は理解します。そうした点からいきますと、ここでいうところの要援護者を具体的にどう把握して、その人の理解を得なければならないわけです。上から目線で援護してやろうと言え、これは一つは拒否をされてくるということも含めて、この行動計画の中で言われるところの基本的人権を尊重しながら要援護者への支援の関係、手を差し伸べる関係についてはどういうふうにお考えなのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員がおっしゃられるとおり、基本的人権が最優先をするわけですが、要援護者というのは今町の中では防災の関係、福祉の関係で取り扱っております。例えば、見回りの関係でいういわゆる福祉の関係の弱者。それから、災害要援護者でいう災害弱者、そういった方たちを示すのであろうということをおもっております。この方たちに対してこういった対応をとっていくときに一番必要なのはどう把握をするかということでございますけれども、いわゆる要援護者の関係につきましては民生委員であったりとか包括介護センターである見守り、これは65歳以上のひとり暮らし老人であったりとか高齢者世帯といった方たちに対する見守りをしながらの生活支

援をやっているわけですが、要援護者につきましては議員御指摘のとおり手挙げ方式、いわゆる御本人さんの申し出によりまして、援護してほしい方の認定をさせていただいておというのが現状です。その中で75歳以上で今3千数百名お見えになるわけですが、高齢者だけでなく要援護者につきましては、高齢者、障害者、介護認定者等があるわけですが、そういった方たちの中で今現実に災害の要援護者では129名の方が登録をされております。先ほど言いました、住民票上でいう75歳以上の方、高齢者で3,000人を超える方がお見えになるわけですが、全ての方が要援護者にはならない。それは御家族の方がお見えになるとか、さまざまな形でいわゆる支援をしていただける方がいるのであろうということであります。

どう把握をし、どう理解をするか、これは非常に難しいところではありますが、要援護者の認定をする際に当たっては、基本的には本人さんの同意をいただいております。その同意につきましては、民生委員もしくは行政区等の行政機関に対しての情報提供をしてよろしいという承認をいただきながら、その認定をいただいているわけです。その方たちが現在129名お見えになります。見守りでは160名ぐらいの方が見守りをしております。若干乖離はありますが、そういった方たちを今から一括してこの要援護者に当てていくのか、さらにその支援をしなければならない方たちに当たるのか、福祉の関係それから防災安全、消防、これらと一度調整協議をさせていただきながら、その把握にはどういう方法があるのかも含めまして一度調整検討をしていきたいということ考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 特にこの関係でいきますと、たまたま今回はインフルエンザの行動計画の中で要援護者というくだりがあるわけですが、全体的に災害にかかわらず要援護者をどう把握するかというのは非常に難しいわけですよ。けども、難しい難しいということで結局何かあったときに、いや、あの人は本人が手を挙げなかったからいかんと、本人責任にされるという点でいきますと、私は行政側が十分基本的人権を配慮しながら本人の同意というのは前提でありますけれども、実態の把握というのはやっぱり日々これを努めていかないといかんだらうと思いますし、今あなたも言われるように福祉の面と防災の面、いずれも要援護者、要支援者という項目があるわけですが、そうした点でお互いの連携をしないと、行政の縄張りという点でいきますと弊害が生まれるなというふうに思います。したがって、この計画の中で私が指摘したいのは、要は要援護者の把握という点では極めて難しいと。難しいけれども、これを通り越してこの計画は成り立たないなというふうに思っております。

ちょっとページは1ページ飛びます。前に戻りますが、25ページの住民接種の(2)の関係で、ここにあらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、こう言っております。こうしたときに、じゃあこの広域とはどこまでを指すのか。幸田町はたまたま西三河と東三河の堺に位置する。行政的にもいろいろな部門で東三河の分と西三河の分というのがあるわけですが、ここでいうところの行政間の縄張りというものがあるのかどうなのか。つまり、広域だと広域だと言いながら幸田町における広域とは西三河の広域なりということだけでやられると、この計画はやっぱり穴があいてくる。不十分

さが指摘できるような計画が生まれるのではないだろうか。こういう懸念を持ちますが、この広域についての考え方を示していただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほどの要援護者の関係につきましては、議員が御指摘のとおり非常に難しい問題もありますし、その把握についてはなかなか難しいと。これは先ほど申し上げましたように、一度三者といいますか、福祉、防災それから消防の関係も含めまして一度慎重に取り扱いをしながら、その把握については方法を検討していきたいということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

それから、25ページにあります広域的な協定という話でございますけれども、基本的にここは予防接種の関係で広域的なという書き方がしてあるわけですが、当然新型インフルエンザが発生をしますと、ここではまず未発生期の中でのページなわけですが、新型インフルエンザが発生しますと、当然その予防接種をしなければならない。これは、住民の方々に対しての予防接種の実施をしていく。これは国のほうから示されて行動を起こすわけですが、そのときに例えば幸田町でいきますと、岡崎市南部東の医療圏、これが幸田町と岡崎市医師会の医療圏になるわけですが、その医療圏の中でのいわゆる医療機関では事足りなくなってしまう人数が発生するおそれがあると。そういった場合に、当然隣接をします西尾だったり蒲郡だったりといったところでの予防接種も必要として出てくるかもしれない。

それから、もう一つは、県内で当然各市町村はこの行動計画を今後つくっていくわけですが、各市町村が同じいわゆる条件というのは、例えば勤務地での接種ができるかどうか。町内の方は町内にある医療機関だけの予防接種が必須ですよということではなく、例えば勤め先でのそういった治療が受けられるかどうか、そういったのも想定をしながらいわゆる広域的にそういった取り扱いを図っていくということで、今後特定をする区域というのはあえて実は今定めているわけではありません。当然、今後県であったりとか医師会であったりとか、そういったところと調整をしながら、先ほど申しました協定が必要であれば当然協定を結びながらその接種の対応をしていただくと、そういった取り扱いをしていくということでもあります。

費用につきましては、各市町村の住民の方に対しては町が負担をするという部分もありますので、いわゆる各市町村区域以外の場所で接種をすると当然町が負担をするのか、そちらのほう負担をするのかという問題もございますので、そういう中身も含めて協定という形であられるということでもありますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この行動計画を見ますと、医療の関係は岡崎医師会を中心とした対応をする。ほかの関係でいきますと、西尾保健所だよと、はっきりしてる。ただ、そうしたことはっきりしてないけれども、記述があるのは火葬というのがあるんですよ。幸田町における火葬の実態というのは、御存じのように蒲郡、幸田の衛生組合がやる。蒲郡における火葬といったときに、こうした町村間いわゆる広域の関係の町村間というのは、やっぱり幸田町における事務や事業の実態にあわせた形の中で目に見えざる境界があって、西三河と東三河という壁がつくられたら、これは計画としては成り立た

ないわけなのでね、そこら辺はやっぱりわかってお見えになると思うけれども、どうしても行政というのは縄張り根性が強い。その縄張りの中でどうやっていくかといったときに、行動計画の中ではそれぞれのセクションに応じて岡崎があり、西尾があり、蒲郡というふうに名前は特定はされておられません。しかし、保健所と医師会の関係は特定されているという点からいきますと、協定を結んでという形になっておりますので、そうした行政の枠といいますか縄張りを越えた形の中で対応が求められてくるかなというふうに思います。

それから、少し飛びますが42ページの四角で囲ってある中の4番は、読み方によってはいかがなものかなという私は思いを持ちますが、この中で特定をされる地域というのは幸田町の中で、ここの中でいうところに存在をするのかどうなのか。存在するとしたら、その地域はどこになるのかということになります。この4番の中で言われているのは、町は人口密度が低くて、交通量が少なく、自然障壁等による人の移動が少ない山間地域などにおいてという形の中で、地域の特性がここで書かれております。こうしたときに幸田町は、県・国等からの要請に応じてその取り組みをするということになっております。ということになりますと、その前提というのは、幸田町において特定される地域があるからこそこういう要請を受けて対応を求められてきますよという計画の内容であります。私がお聞きしたいのは、ここでいうところの特定をされる地域とは何なのか。その特定をされる地域の要件については先ほど申し上げたとおり。この内容についてはどういうふうに。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 前段の広域的なという話の中の火葬の関係につきましては、当然幸田町については蒲郡さんとの連携といいますか、広域的な活用をさせていただいておると。当然新型インフルエンザで、これは想定ですのであれですが、亡くなられる方が多くてその火葬が間に合わないということになりますと、その次の臨時の火葬場であったりとか、とりあえずの保安所といいますかそういったものの対応についても、当然その対策については県の行動計画にも示されておりますし、町も協力をしていくということになっておりますので、その中で対応させていただくということになろうかと思えます。

ただ、42ページの④県内発生早期の段階でのこの人口密度が低くということでございますけれども、基本的に新型インフルエンザの特別措置法の中の45条の中で、いわゆる措置が必要な場合がというくだりがあるわけですが、その中でそれを受けて県の行動計画に国の指示により県が公示をした場合はと。いわゆる例えば県外からもしくは国外から新型インフルエンザが発生したよということではなく、ある特定の区域、ある特定の区域というのは先ほど申し上げました、国が最終的には判断をされるわけですが、ぽつんと出た場合にそこから広がっていくという可能性もないわけではない。そういったことを想定をして、国はそういった発生をした、ここで言いますと人口密度が低く、交通量が少なく、自然障害等による人の移動が少ない山間地域と書いてありますが、これには離島も実は含まれるわけですが、そういった場所で発生した場合は、当然国が重点的な感染症のいわゆる拡大蔓延防止策を講じなければならないということと判断され

ます。その場合に、国がその判断をした内容を受け、県がその地域を指定をするというふうに県の行動計画にはなっております。それを受けて実はこの文章が成り立っているということで、あえて町がここが変な言い方ですが隔離ができる場所だよという、そういう特定した地域を定めておるわけではございません。これは、国・県の指示に基づいて、町がそれを受け対応させていただくということの中身で書いてあるということでございますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私なりにこの文章を読みますと、先ほど特定される地域の要件は申し上げました。そして、今部長が言われるように、国が地域における重点的な感染防止策という形で、ここで特定される地域については重点ですよという形になります。それについて私なりにいくと、この記述は限界集落を指し示しているのかなと。そういう限界集落があるところについては、感染防止については国の指示に従ってという読み方ができる。そうしますと、じゃあ幸田における特定される地域あるいは限界集落というのは存在するのかなのかという疑問が湧く。そのことによるあなた方はどういうふうにお考えなのかという点についてお尋ねをしたということであります。そうした点で私なりに言えば、幸田町にそういう限界集落あるいは地域から極めて閉ざされた特定される地域というのは基本的にはないというふうに思います。したがって、こういう計画の中でこれが行動計画ですよと言われるといささかどうかなというふうに思います。そうした形の中で、この行動計画をささっと読みますと、この行動計画をいつまでに具体化をするのか。

それともう一つは、計画の策定を具体化すると同時に、計画実施に伴う予算措置は当然出てくるわけですが、内容的には随分な内容かなというふうに思うわけですが。要は、計画の策定をする時期とこの計画に伴う事務事業の実施に伴う予算措置、それについてはどういうふうにお考えなのか答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 先ほど議員が申されました、町内に特定する地域、限界集落という言葉で言われたわけですが、私どももそういった地域が実はあるということは思っておりません。当然、国の大きないわゆるその範囲の中もしくは県の中でそういったところが、例えば先ほど申し上げました離島というものもあるわけですが、町内でも特別にあるということは私は申し上げませんが、国と県がそれを指定されてしまうと、これは私どもとしてはどうしようもないということもあります。そういったことで、表現的に一般的事項として書かさせていただいておるということでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

それから、策定の時期でございます。これは法律の中に行動計画は策定をしなければならぬということになっておりますが、基本は県の行動計画をもとにということになっております。県の行動計画をつくれ、そして町の行動計画をつくっていくわけですが、県の行動計画は昨年度中に実はできております。それを受けて町の行動計画をどういった中身もしくは実施内容をどうするのか、そういった調整、対応を検討しながらつくったのが今回ということで、特に期日というのは定めておりません。ただ、県の指導

の中では今年度中にということで指導を受けております。

ちなみに、現在の県内の54市町村の中で行動計画を策定しております市町村は、11の市町村があります。それから、西三の9市1町でございますが、その中で今つくっているのは幸田町を含めまして4市町です。3市と幸田町ということで、まだ県内の中でもこれから策定をされる12月もしくは3月という段階で策定をされるということになろうかと思えます。最終的に年度をまたぐところもあるのかもしれませんが、一応県の指導というのは年度内で何とかしろよということで指示を受けております。

それから、予算の関係でございますが、予算につきましてはこの行動計画を実施しますと、当然予算措置というのは必要になろうかと思えます。ただ、見ていただきますとわかりますように、一番お金がかかるのは多分予防接種、いわゆる住民の予防接種ではなかろうかと思えます。今現在、新型インフルエンザではなく通常の季節性のインフルエンザ、大体一人当たりの委託単価4,300円でございます。町民が今3万9,000人強いるわけですが、一億五、六千万計算しますと大体かかると思えます。実際には国・県・市町村で負担をしますので、町の持ち出し分といいますか町の負担分は大体4,000万円程度だと思います。これは、予防接種だけの関係です。さらに、特定接種といまして、いわゆる対策を行う、例えば町の職員であったりとか、電気・ガス・水道いわゆる生活に必ず必要な方たちの接種をしなければならない。こういった場合の予防接種も含めまして億という単位が実は必要になろうかと思えます。

そういった予算措置をいつ起こるかかわからないその対応について、今回は27年度の予算を今編成をしているわけですが、その中で計画に盛り込んでいくというのは、非常に見通しのないものの予算措置というのは難しいということで、当然その都度補正であったりとか、実際に予備費でできるかどうかわかりませんが、補正であるとかということの対応でやっていかざるを得ないと。国・県の補助、助成があるまでは町が一旦立てかえという話も聞いておりますけれども、これが現実的にどうなるかわかりませんがそのときの発生状況もしくは町の対応の状況、それに応じた予算措置を必要なときに組んでいきたいということで進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤議員の質問は終わりました。

ほかにございませんか。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 1点だけお願いをします。ページは11ページでございます。実施体制というところですね。上の段も下の段も同じなのですが、幸田町と西尾市とそれから岡崎市医師会の関係でございますが、連絡としては国・県、それから西尾、それから幸田という列で流れていきます。それで、いざ頼りにするところは岡崎市医師会と、こういう連絡網でございますが、そこで問題にしたいのは岡崎市の医師会と西尾保健所の2つが幸田町に関する連絡調整とか、そういったものを果たしてきちんと持っているのかなど。その部分について、この実施体制を見ると矢印が書いてありませんので、西尾保健所は西尾保健所として幸田町のほうに連絡・指示をしてくると。幸田町は岡崎市医師会のほうに意見を徴収したり、専門的な意見を聞くというような形になっておりまして、要するにトライアングルになっていない。ここの部分がとても気になりますので、

ぜひ西尾保健所と岡崎市医師会、薬剤師会ですか、この部分とのきちんとしたいわゆる矢印の線が入ってくると理想的ではないかなと思うのですが、その点についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 医療の関係につきましては議員御指摘のとおり、西尾保健所の管轄である幸田町、岡崎は岡崎の保健所として機能して見えますのでそちらのほうでやられると。医療圏については岡崎市医師会の中の医療圏が幸田町であるということで、その連携ということでございます。

基本的に新型インフルエンザのこの行動計画の中でいわゆる連携を図りなさいという内容があるわけですが、岡崎市、幸田町それから岡崎市医師会等、その連絡調整をするためもしくは推進をしていくための体制づくりのための協議を西尾市保健所が主導。いわゆる県がこれは主導をしてきますので、県の主導の中で例えば発生時期に応じた対応をどういうふうにとるのか。そういったものの協議会を実はつくっております。その中で海外発生期から県内発生早期、県内感染期の対応があると。岡崎市は保健所機能を実は持ってお見えになりますので、そういった例えば一般の方たちの相談のコールセンターを設置するとかということが出来ますが、本町においてはそういった保健所機能を持っておりませんので、当然西尾保健所に頼らざるを得ない。そういった連絡調整をしていくためにどうしようか。それから、医療機関につきましても基本的に岡崎市医師会の中での医療機関、これは幸田町の医師も含めてでございますけれども、その中での対応ですので、これは医師会の中で幸田町と岡崎市がどうするかという調整をとらせていただいていると。そういった対応のいわゆる体制づくりは今やっておる最中ということで確認をしておるということでございますので、この計画の中にその線がないよということでございますが、西尾市保健所が直接医師会とどうのこうのというのは、実は先ほど言いました協議会の中でやらせていただいているということですので、この体制については特別問題はないかなというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） その辺のところは私も理解をしておるわけですが、だから西尾市保健所と岡崎医師会がどういう関係でつながってるよということをどこかにきちんと明記していかないと、幸田町民としては何かどういふ流れになってるのかなということが読み込めないという部分がありますので、その辺のところをきちんと線で結ぶなり、もう一つ途中にこういう調整機関があるんだよということを表示してもらえればよくわかるかなと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 11ページの関係の体制につきましては、対策について指示であるとか指導が県の西尾の保健所から来ると。それから、医療の関係については、岡崎市医師会と本町がその連携をとるための協定といいますか体制づくりをするということの矢印ということで御理解いただければというふうに思いますので、よろしく願います。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

以上で、報告第5号の質疑を打ち切ります。

再開 午前 9時54分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開いたしますが、ここで10分間休憩とします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時04分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第5

○議長（大嶽 弘君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、議案書3ページをお開きいただきたいと存じます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案書の4ページをごらんいただきたいと存じます。

今回、杉浦真里委員及び鈴木正親委員が平成27年3月31日をもって任期満了となりますので、杉浦真里委員の後任に鳥居明美氏を、鈴木正親委員につきましては再任ということで、両名を推薦するものでございます。

まず、鳥居明美氏につきましては、幸田町大字六栗字本郷3番地1、昭和23年4月14日生まれ、66歳でございます。

鳥居氏は新たな推薦となりますが、長く町内の小中学校で熱心に教育に当たられまして、学校の人権担当者として「人権集会」を始めとするさまざまな行事に積極的にかかわっておりまして、人格も高潔で人柄もよく、委員としても活躍されるものと期待をし、推薦するものでございます。

続きまして、鈴木正親氏につきましては、幸田町大字久保田字上ノ山11番地4、昭和21年8月25日生まれ、68歳でございます。

鈴木氏につきましては引き続きの推薦であります。人権擁護活動の中で、勉強会や啓発活動など積極的に取り組まれまして、他の委員からの信望も厚く、人格も高潔で人柄もよく、引き続き委員としてお願いするものでございます。

議案関係資料につきましては、1ページから5ページでありますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議の上、よろしく可決、承認、御同意賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

諮問第1号議案について質疑を許します。

ございませんか。

以上で、諮問第1号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論はありませんか。

反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論はありませんか。

賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案どおり答申するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大嶽 弘君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、諮問第1号議案は、原案どおり答申されました。



日程第6

○議長（大嶽 弘君） 日程第6、第59号議案から第62号議案までの4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、単行議案の第59号から61号までのまず3件につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

議案書5ページをお願いいたします。

第59号議案 幸田町消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。提案理由といたしましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

改正の概要につきましては、次世代育成支援対策の推進・強化を図るため、次世代育成支援対策推進法の一部改正及びひとり親家庭に対する支援施策の充実を図るため、母子及び寡婦福祉法と児童扶養手当法の一部を改正する法律が施行されることになりました。これに伴いまして「幸田町消防団員等公務災害補償条例」において引用している児童扶養手当法の条項がずれましたので、改正に伴う引用条項の整理を行うものでございます。したがって、内容が変わるものではございません。

施行期日につきましては、公布の日からでございます。議案関係資料は6ページからでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書7ページをお開きいただきたいと思います。

第60号議案 幸田町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。

制定内容及び概要につきましては、地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、介護保険法施行規則で定める基準に従い、または当該施行規則を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。

主な内容としては、第3条第1項及び第4条の地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については、介護保険法施行規則で定める基準に従い、そのほかについては、同施行規則の基準を参酌して定めるものであります。また、第3条第2項の規定は、本町の現状に沿った規定として独自に規定し定めるものであります。

施行期日につきましては、平成27年1月1日からでございます。なお、議案関係資料は8ページからでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案書11ページをお開きいただきたいと思います。

第61号議案 幸田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

提案理由につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

12ページをごらんいただきたいと思います。

制定内容及び概要につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で定める基準に従い、または当該基準を標準とし、もしくは参酌して定めるものであります。

主な内容といたしましては、第1章は総則とし、第2条5項において、指定介護予防支援事業者の指定を受けることができる者は、法人とすることを定めるものであります。

13ページの第2章は「人員に関する基準」として厚生労働省令の基準に従い定め、第3章は「運営に関する基準」として同省令の基準に従い、もしくは参酌して定めるものであります。

19ページをごらんいただきたいと思いますが、第4章は「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」として同省令の基準を参酌して定めるものであります。

施行期日につきましては、平成27年1月1日からでございます。議案関係資料は9ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

続きまして、補正予算関係について説明をさせていただきます。

別冊となっております「補正予算関係」をごらんいただきたいと存じます。

第62号議案 平成26年度幸田町一般会計補正予算案（第4号）についてでございます。補正予算書1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ1,620万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ137億2,668万円とするものでございます。

それでは、主な補正内容について説明させていただきます。

まず歳入につきましては、補正予算説明書8ページをごらんいただきたいと存じます。

60款、県支出金につきましては、農地台帳システム改修に関連し農業委員会の補助金を追加するものであります。次に75款、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金の追加で全体の調整をいたしております。

続きまして、歳出についてお願いいたします。補正予算説明書10ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、各款にわたりまして人件費の補正をお願いしておりますが、内容といたしましては人事異動等に伴うものが、主なものとなっております。

12ページをごらんいただきたいと存じます。

25款の衛生費では、環境衛生一般事業におきまして、設計の見直しと物価上昇など建設関係経費の高騰により、蒲郡市幸田町衛生組合斎場建設負担金を追加するものでございます。この金額につきましては、新斎場建設に係る変更事業費相当分を市町の人口割で積算したものでございます。

次に30款、労働費では、公共駐車場管理運営事業におきまして、入口発券機の保護フード修繕のための相見駅駐車場修繕工事費を新規計上するものでございます。

次に35款の農林水産業費では、農業委員会事業におきまして、農地法改正に伴い農

地台帳システム改修業務委託料を新規計上するものであります。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。

国営矢作川総合農業水利事業におきましては、幸田土地改良区県管理負担補助金を追加するものであります。これは、矢作南部地区県負担補助金増額に伴うものであります。

次に55款、教育費では、給食センター運営事業におきまして、平成27年度のクラス数の増加に対応するため、消毒保管機増設工事費を新規計上するものであります。

議案関係資料につきましては、10ページから12ページでございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、平成26年度第4回幸田町議会定例会に提案いたしました議案についての説明をさせていただきます。慎重に審議の上、全議案可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（大嶽 弘君） 議案理由の説明は終わりました。

質疑をされる方は、本日午後5時までに議案質疑通告書を事務局まで提出をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は、12月3日水曜日午前9時から開きますので、よろしく願いいたします。

ここで、1点連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会を本日午前10時40分から第1委員会室にて開催します。委員の方は、御出席をお願いいたします。

以上であります。

本日は、これにて散会といたします。

御苦労さまでございました。

散会 午前10時21分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
平成26年12月1日

議 長

議 員

議 員